

(案)

東葉高速線地域公共交通活性化・再生総合事業に基づき
整備した施設等の管理及び使用に関する協定書

東葉高速鉄道活性化協議会 会長 金子昌幸（以下「甲」という。）及び東葉高速鉄道株式会社（以下「乙」という。）は、東葉高速線地域公共交通活性化・再生総合事業計画に関する費用負担協定第6条第2項の規定に基づき、東葉高速線地域公共交通総合連携計画の推進に資する東葉高速線地域公共交通活性化・再生総合事業計画により整備された施設等の管理及び使用に関し、次の各条項により協定を締結する。

（施設等）

第1条 施設等は、別表に掲げるものとする。

（管理及び使用）

第2条 乙は、別記1、別記2及び別記3に準拠するとともに、善良なる管理者の注意をもって施設等を管理し、使用するものとする。

2 甲は、施設等の管理及び使用について、条件を附し、助言をし、または是正を求めることができるものとする。

（費用負担）

第3条 施設等の管理及び使用に際して必要となる経費は、乙が負担するものとする。

2 天変地異などによる施設等の復旧に係る経費は、前項の規定に関わらず甲及び乙で協議するものとする。

（雑則）

第4条 この協定に関し疑義を生じたとき、または定めのない事項については、その都度甲及び乙で協議するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自保有するものとする。

附則

1. 東葉高速線地域公共交通活性化・再生総合事業に基づき整備した施設等の管理及び使用に関する協定書（平成22年4月1日締結）は、廃止する。

平成23年4月1日

千葉県船橋市湊町2丁目10番25号

甲 東葉高速鉄道活性化協議会

会長 金子昌幸

千葉県八千代市緑が丘一丁目1120番地3

乙 東葉高速鉄道株式会社

代表取締役社長 小川雅司

別表（第1条）

名 称	位 置
村上駅駐車場	八千代市村上南1 - 7 - 2
東海神駅公設掲示板	船橋市海神2 - 15地下1号
飯山満駅公設掲示板	船橋市飯山満町2 - 1053 - 5
北習志野駅公設掲示板	船橋市習志野台3 - 1 - 1
船橋日大前駅公設掲示板	船橋市坪井東1 - 4 - 1
八千代緑が丘駅公設掲示板	八千代市緑が丘1 - 1104 - 3
八千代中央駅公設掲示板	八千代市ゆりのき台1 - 38
村上駅公設掲示板	八千代市村上南1 - 8 - 1
東葉勝田台駅公設掲示板	八千代市村上4503 - 24
東海神駅周辺案内図	船橋市海神2 - 15地下1号
村上駅周辺案内図	八千代市村上南1 - 8 - 1
飯山満駅コンコース行先表示器	船橋市飯山満町2 - 1053 - 5
八千代緑が丘駅コンコース行先表示器	八千代市緑が丘1 - 1104 - 3
八千代中央駅コンコース行先表示器	八千代市ゆりのき台1 - 38

別記 1

東葉高速鉄道村上駅駐車場の運用に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、東葉高速鉄道村上駅駐車場（以下「駐車場」という。）の運用を図ることにより、東葉高速線の利用促進に資することを目的とする。

(利用時間及び方法)

第2条 利用時間は、24時間制とする。

2 利用方法は、時間貸しとする。

(利用料)

第3条 駐車場の利用料は、次のとおりとする。但し、当日1日最大料金は、600円とする。

(1) 入庫から最初の1時間 100円

(2) 1時間延長ごとに 100円

2 入庫後、東葉高速線を利用し、所定の手続きを経た場合は、次のとおりとする。

(1) 2時間まで 無料

(2) 2時間を越えるとき 第1項で算出した金額から200円を減じた額

(状況報告)

第4条 毎月の利用状況について、翌月の20日までに東葉高速鉄道活性化協議会会長に報告すること。

(費用補てん)

第5条 駐車場の管理費用については、第3条で得た収入をもって充てることのできるものとする。

(補則)

第6条 この細則に定めるもののほか必要な事項は、別途協議するものとする。

別記 2

東葉高速線公設掲示板の運用に関する細則

(趣旨)

第1条 この細則は、東葉高速線公設掲示板（以下「掲示板」という。）の設置及び管理に関する要領第4条により、掲示板の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(掲示物)

第2条 掲示板に掲出する掲示物は、沿線イベント情報を提供することにより、東葉高速線の利用促進につながるもので、東葉高速鉄道株式会社総務部企画課長（以下「企画課長」という。）が承認したものに限る。

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、掲示を承認しないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- (2) 美観を損し、公衆に不快の念を与えるもの
- (3) 青少年の保護及び健全な育成の観点から適切でないもの
- (4) 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
- (5) 特定の政治活動又は宗教活動に該当するもの
- (6) 有料の催事等について広告し宣伝するもの
- (7) 大型商業施設、個人商店及び個人事業者の広告宣伝に該当するもの
- (8) 求人案内に該当するもの
- (9) 東葉高速鉄道株式会社の事業の円滑な運営に支障をきたすおそれのあるもの
- (10) その他、企画課長が掲示することが適当でないと認めるもの

3 掲示物の規格の上限は、日本工業規格B1とする。

4 第2項第6号、第7号の規定に関わらず、企画課長が特に必要と認めたものは、この限りではない。

(利用料)

第3条 掲示板の利用料は、無料とする。

(掲出期間)

第4条 掲示物の掲出期間は、14日間以内とする。ただし、企画課長が必要と認めた場合はその限りでない。

(掲出の申込)

第 5 条 掲示板の利用を希望する団体等は、東葉高速線公設掲示板利用申込書に掲示物を添えて、東葉高速鉄道株式会社総務部企画課に申し込むこととする。

2 団体等が同一目的、かつ、同一利用期間中においては、1 掲示板につき 1 枚とする。

3 利用の申し込みは、利用開始日の前週の金曜日までとする。

(承認)

第 6 条 利用の承認は、申し込み順に決定する。

2 企画課長は、前条第 1 項の規定により申し込みがあったときは、これを審査し、承認する場合は掲示物に確認印を押印するものとする。

3 企画課長は、毎月の承認状況を翌月の 10 日までに東葉高速活性化協議会会長に報告するものとする。

(補則)

第 7 条 この細則に定めるもののほか必要な事項は、別途協議するものとする。

別記 3

東葉高速線行先表示器の地域情報掲載の運用に関する細則

(趣旨)

第1条 この細則は、東葉高速線改札外行先表示器（以下「行先表示器」という。）の地域情報掲載の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(掲載情報)

第2条 行先表示器に掲載できる情報は、東葉高速線の利用促進及び地域の活性化につながるものと判断できる東葉高速線沿線等で開催される催事を対象とする。ただし、東葉高速鉄道株式会社総務部企画課長（以下「企画課長」という。）が承認した場合はその限りではない。

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、掲載を承認しないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- (2) 美観を損し、公衆に不快の念を与えるもの
- (3) 青少年の保護及び健全な育成の観点から適切でないもの
- (4) 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
- (5) 特定の政治活動又は宗教活動に該当するもの
- (6) 営利目的の広告宣伝に該当するもの
- (7) 求人案内に該当するもの
- (8) 東葉高速鉄道株式会社の事業の円滑な運営に支障をきたすおそれのあるもの

3 掲載情報の画像形式はビットマップ（24ビット）形式とし、サイズは1920（ピクセル）×640（ピクセル）とする。

(掲載利用料)

第3条 行先表示器の掲載利用料は、無料とする。

(掲載期間)

第4条 掲載期間は、掲載開始日から14日間以内とする。ただし、企画課長が必要と認めた場合はその限りでない。

(利用の申込)

第5条 利用を申し込みしようとする者は、東葉高速鉄道株式会社総務部企画課長（以下「企画課長」とする。）に行先表示器利用申込書（別紙）及び掲載情報のデータ（CDもしくはDVDに限る）を提出し、承認を受ける必要がある。なお、提出したデータは返却しないものとする。

2 同一団体等が同一利用期間中において掲載できる情報の数は、1つの情報までとする。

3 利用の申し込みは、利用開始日の10日前までとする。

（利用の承認）

第6条 利用の承認は、原則として申し込み順に決定する。

2 企画課長は、前条第1項の規定により申し込みがあったときは、これを審査し、その結果を速やかに申込者へ通知するものとする。

3 企画課長は、毎月の申込状況を翌月の10日までに東葉高速鉄道活性化協議会会長に報告するものとする。

（利用内容の変更）

第7条 利用者は、掲載期間中に利用申込の内容に変更があったときは、速やかに企画課長へ届け出る必要がある。

（利用の停止）

第8条 企画課長は、利用者が本細則に違反し、又は行先表示器の運用に重大な支障を生じさせたときは、その者に係る利用の承認を取り消し、又は一定期間の掲載の利用を停止できる権限を有する。

（報告書の提出）

第9条 企画課長は、必要に応じて利用者に対し、掲載の利用に係る事項について報告を求めることができるものとする。

（利用者の責務）

第10条 利用者本人が掲載した情報に関して生じた損害賠償等の一切の責任は、利用者が負うものとする。

2 掲載する情報等の作成経費は、利用者の負担とする。

（免責事項）

第11条 利用の取り消し、又は利用の停止、その他利用者が受けた損害については、東葉高速鉄道株式会社はその責任を負わないものとする。

- 2 東葉高速鉄道株式会社は、掲載の利用により発生した損害及び掲載を利用できなかったことにより発生した損害に対し、いかなる責任も負わないものとする。

(著作権)

第12条 行先表示器に掲載されている文字、写真、イラスト等の著作物は、著作権の対象となり、その権利は利用者にある。

- 2 これらの著作物は、「私的使用のための複製」や「引用」などの著作権法上認められた場合を除き、無断で転用・引用することはできない。

(補則)

第13条 この細則に定めるもののほか必要な事項は、別途協議するものとする。

この細則は、平成23年4月1日から施行する。